

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和 8 年設楽町条例第 1 3 号

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年設楽町条例第48号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、統計調査の指導員又は調査員に係る報酬は、統計の種類に応じて国又は県の基準に基づき町長が別に定める。

第 5 条第 2 項中「設楽町職員の旅費に関する条例(平成17年設楽町条例第57号)」を「設楽町職員の旅費に関する条例(令和 8 年設楽町条例第12号)」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年設楽町条例第48号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、統計調査の指導員又は調査員に係る報酬は、統計の種類に応じて国又は県の基準に基づき町長が別に定める。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 非常勤の職員に支給する旅費については、<u>設楽町職員の旅費に関する条例（令和8年設楽町条例第12号）</u>を適用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 非常勤の職員に支給する旅費については、<u>設楽町職員の旅費に関する条例（平成17年設楽町条例第57号）</u>を適用する。</p> <p>3 (略)</p>